

令和3年5月10日

利用者 各位

緊急事態宣言延長措置に伴う一時利用施設の使用について

平素は当センターをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、緊急事態宣言の延長措置（5/12（水）～5/31（月））に伴い、一時利用施設の使用を下記のとおりとさせていただきます。

記

1. 多目的ホール・会議室等の使用について

緊急事態宣言発令中、集客を伴う各種講習会やセミナーの開催を目的とした使用は、各室の収容人数を定員の50%とさせていただきます。

2. 感染防止対策としてお願いする項目

- (1) 主催者側で来場者への検温や消毒の徹底
- (2) 来場者の整理誘導の実施
- (3) 受付時間の分散等混雑緩和
- (4) 施設共用部分での大声での会話を控える。
- (5) 収容人数の遵守

3. キャンセル料について

令和3年4月25日から緊急事態宣言解除までの間、当宣言を理由としたキャンセルについては、キャンセル料は発生しません。

以上